○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（同一八八）　二八四
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（同一八九）
○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（同一九〇）　二八五
○国民年金法第九十条第一項等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する期間の一部を改正する件（同一九一）
○国民年金の保険料を追納する場合に納付すべき額を定める件（同一九二）
○国民年金の後納保険料を納付する場合に納付すべき額を定める件（同一九三）　二八六
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第九条第二項に規定する保険料の額の一部を改正する件（同一九四）
○調理師試験基準の一部を改正する件（同一九五）
○調理師法施行規則第十八条の規定に基づく調理技術の審査の学科試験に合格した者と同等以上の学力を有する者を定める件の一部を改正する件（同一九六）
○厚生労働科学研究費補助金取扱規程の一部を改正する件（同一九七）　二八七
○施設等機関に委任した補助金の交付に関する事務（同一九八）

○昭和三十九年通商産業省・労働省告示第一号の業種の指定を取り消す件（**厚生労働・経済産業**一）　二八八
○平成二十六年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量及び加工原料乳の補給金単価を定めた件の一部を改正する件（**農林水産**四七七）
○厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第二十五条の二第五項の農林水産大臣が定める予定生存率及び予定利率を定める件の一部を改正する件（同四七八）
○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第三項及び第五項の規定に基づき、面積単価及び数量単価を定める件の一部を改正する件（同四七九）　二九〇
○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第九条の農林水産大臣が定める規格及び同令第十一条第一項第一号の農林水産大臣が定める規格を定める件の一部を改正する件（同四八〇）
○独立行政法人農業者年金基金法施行令第一条第二項の農林水産大臣が定める予定利率等を定める件の一部を改正する件（同四八一）
○青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第八条の規定に基づき農林水産大臣が指定する地域を指定する件を廃止する件（同四八二）　二九一

○農業経営基盤強化促進法第三十二条の農林水産大臣が定める基準等を定める件の一部を改正する件（同四八三）
○農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項第一号の規定に基づき農林水産大臣が指定する資金を定める件（同四八四）　二九四
○農業協同組合法施行規程及び水産業協同組合法施行規程の一部を改正する件（同四八五、四八六）
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十八条第一項の規定に基づく自主回収の認定に関して公示する件（**農林水産・経済産業・環境**一）　二九五
○租税特別措置法施行令の規定に基づき、国土交通省告示を改正する件（**農林水産・国土交通**一）
○事業者が自主的に行う技術の提供、助言、事業の連携等による他の者のエネルギーの使用の合理化の促進に寄与する取組に係る報告の様式を定めた件の一部を改正する件（**経済産業**六二）　二九六
○容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部を改正する告示（同六三）　二九七
○電気事業法施行規則第五十三条第二項第五号の規定に基づき平成十五年経済産業省告示第二百四十九号の一部を改正する告示の一部を改正する件（同六四）

○電気事業法施行規則第五十二条第一項の表第一号、第四号及び第六号並びに第五十六条の表第四号及び第五号並びに別表第二の発電所の項中一の下欄の事前届出を要するもの欄中1の⑴並びに同項中二の（一）の下欄の事前届出を要するもの欄中⑴の規定に基づき、小型のもの若しくは特定の施設内に設置されるものである水力発電所、水力設備及び水力発電所の発電設備、小型の汽力を原動力とする火力発電所、火力設備及び火力発電所の発電設備、液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とする火力発電所又は小型のガスタービンを原動力とする火力発電所及び火力設備の一部を改正する件（同六五）　三〇〇
○回避可能費用単価等を定める告示の一部を改正する告示（同六六）
○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示の一部を改正する件（同六七）　三〇一
○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則附則第九条の規定によりなおその効力を有することとされる同令附則第八条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則第三条第二項の規定に基づき、平成二十六年度に係る経済産業大臣が定める量を定める件（同六八）

（以下次のページへ続く）